

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大桑村長 貴舟 豊

市町村名 (市町村コード)	大桑村 (20430)	
地域名 (地域内農業集落名)	殿中地区 (殿)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月26日	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手農家が少なく、農業者の高齢化も進んでいるため、耕作放棄地が増加している。
- ・5年後の耕作状況見込みをみると、委託先や今後の見込が定まっていない農地が多数あるため、新たな担い手の確保が必要。
- ・遊休農地対策として、販売単価が高い作物や重労働がいらぬ作物の導入が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・これまでどおり水稻を主要作物としつつ、遊休農地になりうる農地については啓翁桜を始めとする花の栽培やWCSIにより荒廃を防いでいく。
- ・中山間地域等直接支払事業を引き続き活用し、草刈や鳥獣対策を行っていく。
- ・作業の効率化を図るため、スマート農業を導入を検討する。
- ・地域の農家による農地利用を基本としつつ、目標地図を活用して地域外からの担い手確保も推進し、担い手への集積・集約化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地のうち、中山間直接支払対象農地または広面積で耕作条件のよい基盤整備済の農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
後継者が未定の農地について、担い手にとって好条件となるような集積・集約を検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
認定農業者や新規就農者等の担い手が見つかった際には、担い手の意向を勘案し農地中間管理機構を活用して農地集積・集約を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で計画はないが、必要に応じて検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者や規模拡大を考えている農業者の確保を目指すため、農業委員会や村、県、JAと連携し、栽培技術の情報提供や指導などの支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域の担い手への委託を検討し、作業の合理化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ③中山間協定の積立金を活用し、リモート式の草刈り機の購入を検討する
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。
- ⑨飼料作物は休耕地となり得る農地を活用して生産し、畜産農家に供給する。